(2)　平成二十八年十二月十五日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。

(3)　(1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書（以下「申請書」という。）に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4)　(1)の規定による承認の申請は、申請者の住所の所在地の都道府県区分に応じ、別表2の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。別表2の上欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事務局に提出するものとする。

4　承認証の交付と変更の承認

(1)　委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者（(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2)　現承認者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び第三号の二に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3)　(2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4)　委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5)　(4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6)　現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(7)　(2)及び(4)の申請並びに(6)の届出は、申請者又は届出者の住所の所在地の道府県の区分に応じ、別表2の下欄に掲げる事務局に提出して行うものとする。ただし、別表2の上欄に掲げる道府県以外の都道府県に住所を有する申請者又は届出者は、主たる操業海域の属する道府県の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事務局に提出するものとする。

5　漁獲実績報告書

(1)　3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(2)　(1)の規定にかかわらず、太平洋くろまぐろの漁獲モニタリングとして別に水産庁通知で定める漁獲量報告手法に従って報告がされた場合には、前号の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

6　承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

7　承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

8　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十八年十一月十六日から平成三十年七月三十一日までとする。

9　その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定めるところによる。

別表1

道県名	漁業名
北海道	・まぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業（海区承認）
青森県	・まぐろはえなわ漁業（海区承認）
沖縄県	・まぐろはえ縄漁業（知事許可）